

=====

本メールマガジン[NEE Mail Magazine]は、経済教育ネットワークより会員の皆様にお送りしております。

=====



◆ NEE Mail Magazine 110号 ◆

-----2018-3-5◆◇

三月、弥生になりました。

今年は、寒波襲来で、二月も寒い日々が続きました。それでも季節は周り、梅が咲き、早咲きの桜は満開になりました。三月は「去る」といわれる月。入試、卒業、人事異動と、次の年度を迎えるあわただしい日々が続きます。

高等学校の新学習指導要領も年度内には正式発表です。ネットワークでは17日の年次大会で昨年発表になった中学の学習指導要領と高等学校の金融教育を組上に載せて検討します。

このような年度末の季節、今月もネットワークの活動を報告するとともに、授業に役立つ情報を提供いたします。

【 1 】最新活動報告

18年2月の活動やニュースを報告します。

【 2 】イベントカレンダー

部会の案内、関連団体の活動などを紹介します。

【 3 】授業のヒント「学習指導要領を読もう」ー官庁文書の読解力向上のために

【 1 】最新活動報告

*18年2月に行われた活動を報告します。(開催順)

■名古屋部会(No.14)開催しました。

日時:2018年2月24日(土)15時00分~17時00分

場所:椋山女学園大学 現代マネジメント学部棟

主な内容:8名参加

(1)授業実践の紹介がおこなわれました。

佐藤央隆先生(名古屋市立はとり中学)の「東証「授業支援プログラム」活用による「株式」の学習実践報告」と、「「財政の持続可能性」を考察・表現する学習実践報告ー専門家・関係諸機関と連携・協働した課題追究・解決のための学習活動ー」の二つです。

前者では、①東証の教材である「シェア先生と楽しく学ぼう『株式会社のしくみ』」の活用、②東証講師を招いての授業、③修学旅行での東証 Arrows の見学などにより生徒の興味関心が高まり、意欲的に学習できたことが報告されました。

また、鈴木深氏（東京証券取引所）より東証では学校での金融経済教育の推進のために、教材や講師派遣で積極的に協力していることが紹介されました。後者では、財務省東海財務局や名古屋中税務署、名古屋税理士会から講師を招いての授業実践が報告されました。

(2) 今後の名古屋部会の活動の方向性等について協議が行われました。2015年4月11日の第1回から3年近く継続してきましたが、参加者が減少していることから一旦休止とし、今後は年2回程度を目途に日程、内容等を参加しやすいように工夫をして開催することが提案され、了解されました。

部会内容の詳細は以下をご覧ください。

<http://www.econ-edu.net/meeting/nagoya/Nagoya014report.pdf>

■大阪部会(No.57)を開催しました。

日時:2018年2月24日(土) 18時00分~20時00分

場所:同志社大学 大阪サテライト

部会内容は以下のHPをご覧ください。

<http://www.econ-edu.net/meeting/osaka/Osaka57report.pdf>

■東京部会(No.98)を開催しました。

日時:2018年2月26日(木) 19:00~21:00

場所:慶應義塾大学三田キャンパス研究棟 446 会議室

主な内容:14名参加。

(1)3月の年次大会第二部金融に関する質問事項の検討が行われました。講師の鹿野嘉昭先生(同志社大学)に対する質問事項に関して、大阪部会の山本雅康先生(奈良学園中・高)と大塚雅之先生(大阪府立三国丘高)から出された項目を集約して、①限られた時間で金融の本質を教えるにはどうすればよいか?②マクロの金融だけでなく、家計、企業に関する金融を一体として理解させるにはどうすればよいか?③仮想通貨などの最近の動きをどう理解すればよいか?の三点を中心に整理してゆくことになりました。

(2)夏の経済教室の内容に関して検討が行われました。

名古屋・大阪中学校対象では、入門講座、実践紹介が2つ。エコノミストによる講演の四コマ。名古屋・大阪高校対象では、東証による講義、実践紹介、講義(労働問題)、指導要領関係の講義の四コマです。

東京高校対象では、東証講義、講演2つ(財政問題、教育問題)、講義(労働問題)、大学新テストの検討、指導要領関係の講義、歴史シリーズ講義、実践紹介の八コマ。東京中学校対象では、東証起業プログラム紹介、入門講座、実践紹介4つ、講義2つ(地理、エコノミストによる時事テーマ)の八コマ、とする概略が決まり、今後、講演講師の確保、講演や講義のテーマなどさらに検討を加えて確定してゆくことになりました。

(3) 佐藤英司先生(福島大学)より実践報告がありました。

「高校生を対象とした市場競争の意義に関する授業実践」というタイトルの、福島大学での高大連携による経済学導入研究プロジェクトによる授業実践とその効果の報告です。競争のメリットを理解させるために、独占、寡占市場でも競争(ベルトラン競争)が行われていることを理解させることをねらいとした実践です。

授業は、文化祭での模擬店の例を出し、独占市場における利潤最大となる価格を数値計算して発見させ、そのうえで、競争が始まったときにライバルと対抗しながら利潤が得られる均衡価格の発見をさせて、独占と価格競争均衡の違いを理解させるという流れで進みます。

実際の授業(高校1年生対象)では、9割以上の生徒が独占価格の設定を理解し、6割弱の生徒が、価格競争時の企業間の相互依存税を理解できたとの報告がありました。

検討では、教科書の記述と現実の寡占市場での競争のギャップに関しては生徒からの質問が多く出る箇所なので、グループで教科書の記述がなぜこうなっているのかを話し合わせて、競争のメリットを考えさせるという授業展開もできるのではないかとの指摘もされました。

(4) 高橋勝也先生(都立武蔵高・中)より高校入試問題に関する報告がありました。2月に行われた東京都立高校の入試での社会科の問題(公民分野)で、食料の需給のデータを使った記述問題の模範解答が単なるデータの読み取りだけに終始したものであったことから、これでは経済に関してしっかり教えようとするのができなくなるのではという危機感が表明されました。

今回は報告だけでしたが、中学公民での経済教育の課題は、年次大会などでさらに検討する事項であるという確認で終了しました。

部会内容の詳細は、以下をご覧ください。

<http://www.econ-edu.net/meeting/tokyo/tokyo098report.pdf>

【 2 】イベントカレンダー

* イベント予定です。(開催順)

■ 年次大会(シンポジウム)を開催します。ぜひご参加ください。

日時:2018年3月17日(土)13時00分~17時00分

場所:京都学園大学 太秦キャンパス

テーマ「中・高の新学習指導要領を経済教育から解剖する」

第一部で、中学校の新学習指導要領を巡り、福井大学教授橋本康弘先生の基調講演を受けて、エコノミスト(慶応義塾大学教授加藤一誠先生)、教科書編集者(清水書院編集長中沖栄氏)、現場教員(札幌市立東栄中学校教頭兼間昌智先

生)からの問題提起が行われます。

第二部では、高等学校の向けに、新しい金融に関する教え方に関する同志社大学教授鹿野嘉昭先生の講演と、それを受けて現場の二人の教員からの質疑を交えながら理解を深める企画を用意しています。

内容の詳細、参加方法は以下のHPをご覧ください。

<http://www.econ-edu.net/announcement/Sympo/20180317Symposium.pdf>

■先生のための夏の経済教室の日程・会場、内容の概略が決まりました

先生のための夏の経済教室の日程と会場は以下の通りです。

8月2日(木) 名古屋中学向け 会場:ウインクあいち

8月3日(金) 名古屋高校向け 会場:ウインクあいち

8月6日(月) 大阪高校向け 会場:国民会館

8月7日(火) 大阪中学向け 会場:国民会館

8月9日(木) 東京高校向け① 会場:東証ホール

8月10日(金) 東京高校向け② 会場:東証ホール

8月16日(木) 東京中学向け① 会場:東証ホール

8月17日(金) 東京中学向け② 会場:東証ホール

概略に関しては、2月の東京部会の報告をご覧ください。

内容の詳細が決まり次第、HPに掲載いたします。

* 定例部会のお知らせです。(開催順)

■東京部会(No.99)を開催します。

日時:2018年4月26日(木) 19:00~21:00

場所:慶應義塾大学三田キャンパス研究棟 446 会議室

申し込みの詳細は以下をご覧ください。

<http://www.econ-edu.net/meeting/tokyo/tokyo099flyer.pdf>

■大阪部会(No.58)を開催します。

日時:2018年4月28日(土) 18時00分~20時00分

場所:同志社大学 大阪サテライト(予定)

申し込みの詳細は以下をご覧ください。

<http://www.econ-edu.net/meeting/osaka/Osaka58flyer.pdf>

■札幌部会(No.19)を開催します

日時:2018年5月19日(土) 14時30分~17時00分

場所:キャリアバンク セミナールーム

申し込みの詳細は以下をご覧ください。

<http://www.econ-edu.net/meeting/Sapporo/Sapporo019flyer.pdf>

【 3 】授業のヒント

■学習指導要領を読もうー官庁文書の読解力の向上のために

読解力向上シリーズの4回目は、教員の読解力に関する話題です。

今回は、年次大会での検討対象になっている学習指導要領をいかに読むかに焦点をあてます。

(1)読む前に眺める

当たり前の話ですが、まず読まなければ話は進みません。ところが、学習指導要領など読まない教員が圧倒です。日々の勤務に追われ、教科教育の研究者、指導主事、教科書会社の編集者など読まなければ商売にならない人たち以外で指導要領本文、またその解説まで読む人間は圧倒的少数です。

とはいえ、学習指導要領は、それが基本になって教科書は作られ、それが強い影響力を持ち、授業に影響するとなると、一度は読んでおかなければ、当面の教育課題や新しい教育内容には追いつけなくなることも事実です。

そんな余裕はないよという先生方には、読まなくとも眺めるというところから始めると良いでしょう。

幸い、文部科学省のHPには指導要領本文も、解説もアップされています。そこからダウンロードして、眺めることをやっておくだけでも、スタートは切れます。

実際に細かく読むのは、冊子が刊行されてからでも遅くはありません。特に授業に関連する重要な情報が書かれている「解説」に関しては、中学校の解説本は近日発売とのことですので、それを手に入れましょう。

(2)指導要領は官庁文書である

読むポイントの第一は、学習指導要領が官庁文書であることを念頭におくことです。

官庁文書は、法令審査を通過して公示されます。したがって、齟齬がないように精査され一字一句、テニオハ、句読点のつけ方まで注意をはらって作成されます。ということは、定型的な部分が多くなっているということでもあるわけで、その部分はカットして読んでも良いということになります。これで、だいたい半分くらいのウエイトになるはずで

また、官庁文書では、できるだけ新しいカタカナは使わないことになっています。だから、中教審では、アクティブ・ラーニングを導入することがうたわれていましたが、次期の学習指導要領のなかにはその言葉は入ってきません。「主体的で、対話的な、深い学び」という形になっています。それは、アクティブ・ラーニングでは法令審

査に通らなかったからです。そこから逆に見てゆくと、学習指導要領本文に入っているカタカナ言葉は公認のお墨付きということになります。

また、官庁文書の特色は、大きな枠組みのなかで作られているという点も抑えておきたいところです。学習指導要領で言えば、憲法や教育基本法という一番大きな枠組みもありますが、中央教育審議会の専門部会の答申が基本的な枠組みとなります。ここで出された答申をうけて、各教科、科目での具体的な内容の検討が行われるということです。その流れを承知しておけば、教科や科目をめぐる変動が押さえられます。

次期の学習指導要領の経済教育関連で言えば、高校での新科目「公共」の登場が目玉になります。「政治・経済」に関しては、新科目という位置づけになっていますが、実質は現行を大幅に変更するものではないということになります。

そんな仕組みを知っておくだけで、読解力の向上につながるはずです。

(3) 官庁文書でも人間が書いている

外から見ると、文部科学省というお役所自体が学習指導要領を作って、現場に下ろしていると見えますが、どんな組織でもそれを作っているのは人間です。したがって、学習指導要領も書き手がいるわけです。その書き手が誰なのかは、公表されているわけではありません。指導要領は研究者や作家など個人名で書いている文書ではありませんから当然です。

ここでも、書き手の推定はできます。その答えは、教科調査官です。教科調査官がだれか、また、教科調査官に協力する協力者がだれかは、指導要領の解説本には出てきますので、それを確認されると良いでしょう。

つまり、学習指導要領は制約が大きいけれど、どこかに教科調査官の考えが埋め込まれているとみることができるわけです。そこがどこかを推定するのは専門家に任せて良い事項ですが、そんな仕組みを知っているだけでも、官庁文書の味気なさや形式性を超える興味がでてくる可能性があるわけです。何事も、興味からというのは文章読解の一步ですよ。

(4) 指導要領から自由度を確認できる

学習指導要領の読み方では、それをそのまま受け取るのではなく、現場で実践するとするなら何ができるかという問題意識をもって読まれると良いと思います。

これは、憲法の立憲主義や刑法の思想と同じです。立憲主義では政府の行動を憲法で縛るもので国民の義務ではないということから、自由の確保ができるということになります。刑法でいえば、ここまでやると犯罪であるという規定を書いているわけだから、それ以外は自由ということになるのと同じです。

学習指導要領の法的拘束性も同じように考えると、無視もダメだし過剰適応もダメということになります。その中間にある隙間や自由な空間こそ現場教員の

裁量部分になります。

なお、指導要領本文のなかの「内容の取り扱い」の部分に新しい意匠が取り込まれていることが多いのでそこにも注目して読んでみてください。きっと授業のヒントが浮かび上がるはずです。

教科書ができたあとに、それをもとに授業の工夫をするという前に、ぜひ学習指導要領を正面からだけでなく、裏から、横から、斜めから、「多面的多角的に」読んでみると、新しい授業へのヒントとなる発見があるはずです。

(新井)

【 4 】編集後記(みみずのたはこと)

大学の入試問題の間違いが指摘されて問題になっています。こんなことは大学が正解を入試後すぐに発表すれば、一年もたって一人の人間の人生を変えるような失態にはならないはずです。ネットワークの「入試問題プロジェクト」の提言で、大学の社会的責任として正解を発表せよと主張したことの一部でも実現できていたらと感じています。

(新井)

=====
登録に心当たりのない方、今後配信を希望されない方は下記会員ページよりお手続き下さい。

<http://www.econ-edu.net/aboutus/contact.html>

◆◇

編集・発行 : 経済教育ネットワーク

----- (C) Network for Economic Education ◆◇